



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	6
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（高校教育課）	15

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部を改正する訓令	（教育庁総務課）	15
--------------------	----------	----

教 育 委 員 会 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第10号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

	「サブリーダー	「サブリーダー	
別表中	主任	を 副課長	に改め、同表の備考中「※印の付された職」を「※主任の職」に改める。
	」	主任	」

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第11号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

「	別表第 1 中	<table border="1"> <tr><td>高校教育課</td></tr> <tr><td>義務教育課</td></tr> <tr><td>保健体育課</td></tr> <tr><td>生涯学習課</td></tr> <tr><td>人権同和教育課</td></tr> </table>	高校教育課	義務教育課	保健体育課	生涯学習課	人権同和教育課	島教高 島教義 島教保 島教生 島教人同	を	「	<table border="1"> <tr><td>高校教育課</td></tr> <tr><td>特別支援教育室</td></tr> <tr><td>義務教育課</td></tr> <tr><td>保健体育課</td></tr> <tr><td>社会教育課</td></tr> <tr><td>人権同和教育課</td></tr> </table>	高校教育課	特別支援教育室	義務教育課	保健体育課	社会教育課	人権同和教育課	島教高 島教特 島教義 島教保 島教社 島教人同	に、	」
高校教育課																				
義務教育課																				
保健体育課																				
生涯学習課																				
人権同和教育課																				
高校教育課																				
特別支援教育室																				
義務教育課																				
保健体育課																				
社会教育課																				
人権同和教育課																				

「	別表第 1 中	<table border="1"> <tr><td>サッカー場</td></tr> <tr><td>ライフル射撃場</td></tr> <tr><td>生涯学習推進センター</td></tr> <tr><td>西部生涯学習推進センター</td></tr> <tr><td>図書館</td></tr> </table>	サッカー場	ライフル射撃場	生涯学習推進センター	西部生涯学習推進センター	図書館	島サ 島ラ 島生推 島西生推 島図	を	「	<table border="1"> <tr><td>サッカー場</td></tr> <tr><td>東部社会教育研修センター</td></tr> <tr><td>西部社会教育研修センター</td></tr> <tr><td>図書館</td></tr> </table>	サッカー場	東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	図書館	島サ 島東社研 島西社研 島図	に改める。	」
サッカー場																		
ライフル射撃場																		
生涯学習推進センター																		
西部生涯学習推進センター																		
図書館																		
サッカー場																		
東部社会教育研修センター																		
西部社会教育研修センター																		
図書館																		

別表第 3 中	課長印	<table border="1"> <tr> <td>島 根 県 教 育 庁 ○ ○ 課 長 印</td> <td>20ミリメートル平方</td> <td>各主務課</td> </tr> </table>	島 根 県 教 育 庁 ○ ○ 課 長 印	20ミリメートル平方	各主務課	を
島 根 県 教 育 庁 ○ ○ 課 長 印	20ミリメートル平方	各主務課				

課長印	島 根 県 教 育 庁 ○ ○ 課 長 印	20ミリメートル平方	各主務課	
室長印	島 根 県 教 育 庁 特 別 支 援 教 育 室 長 印	20ミリメートル平方	特別支援教育室	

に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第12号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節の 3 ライフル射撃場（第19条の 3・第19条の 4）」を削り、「第 4 節 生涯学習推進施設（第19条の 5－第19条の 7）」を「第 4 節 生涯学習推進施設（第19条の 3－第19条の 5）」に改める。

第 6 条第 1 項の表総務課の項中「総務広報グループ」を「総務グループ」に改め、同表高校教育課の項中「新設高校開校準備スタッフ」を「県立学校情報化推進スタッフ」に改め、同項の次に次のように加える。

特別支援教育室	企画グループ、指導スタッフ
---------	---------------

第 6 条第 1 項の表義務教育課の項中「小中学校指導グループ」を「学力向上推進グループ、心の教育推進グループ」に改め、同表生涯学習課の項を次のように改める。

社会教育課	生涯学習振興グループ、社会教育グループ、青少年スタッフ
-------	-----------------------------

第 6 条第 1 項の表文化財課の項中「文化財グループ」を「文化財グループ、管理指導スタッフ」に改める。

第 6 条第 2 項の表高校教育課の項中「特別支援教育室」を削る。

第 7 条の表高校教育課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号から第22号までを削り、第23号中「及び特別支援教育」を削り、同号を同項第17号とし、同項の次に次の 1 項を加える。

特別支援教育室

- (1) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる幼児、児童及び生徒の教育に係る教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (2) 通常の学級に在籍する発達障害を含め、障害のある幼児、児童及び生徒の教育（以下「特別支援教育」という。）に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る学習指導及び進路指導に関すること。

- (4) 幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 特別支援教育担当教育職員の研修に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育に関すること。

第7条の表義務教育課の項を次のように改める。

義務教育課

- (1) 県費負担教職員の任免等に関すること。
- (2) 県費負担教職員の定数に関すること。
- (3) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (4) 県費負担教職員及び県立学校教育職員の評価制度に関すること。
- (5) 教育職員の免許状及び更新講習に関すること。
- (6) 教育職員の免許法認定講習に関すること。
- (7) 小中学校の管理及び運営に関すること。
- (8) 小中学校及び幼稚園の設置、廃止等に関すること。
- (9) 義務教育及び幼稚園教育に関する指導及び助言に関すること。
- (10) 小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (11) 小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (12) 小中学校の教職員の研修に関すること。
- (13) 子ども読書活動の推進に関すること。
- (14) 乳幼児期における養育・教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 小中学校及び県立学校の生徒指導に関すること（生徒指導推進室）。
- (16) 小中学校及び県立学校の学校安全に関すること（生徒指導推進室）。
- (17) 小中学校及び県立学校の教職員の生徒指導研修に関すること（生徒指導推進室）。
- (18) 幼児、児童及び生徒の就園奨励補助及び就学奨励補助に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、義務教育に関すること。

第7条の表保健体育課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号中「家庭教育（基本的生活習慣づくりに係るものに限る。）」を「子どもの基本的生活習慣づくり」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表生涯学習課の項を次のように改める。

社会教育課

- (1) 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
- (2) 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 青少年団体、女性団体、PTAその他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。
- (5) 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 公民館、図書館（学校の図書館を除く。）その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。
- (7) 県立生涯学習推進施設に関すること。
- (8) 県立図書館に関すること。
- (9) 県立青少年社会教育施設に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。

「

課等	職	職務
----	---	----

第9条第1項の表中	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。	を
	課長代理（総務課及び高校教育課に限る。）	特定の事務の総合調整を図ることにより課長を補佐する。	
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

課等	職	職務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	課長代理（総務課、高校教育課及び義務教育課に限る。）	特定の事務の総合調整を図ることにより課長を補佐する。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第9条第2項の表中	職	職務	を
	管理監	上司の命を受け、課等の特定の事務を掌理する。	
	上席調整監		
	調整監		

職	職務
管理監	上司の命を受け、課等の特定の事務を掌理する。
調整監	

に改める。

第15条中 「体育施設
ライフル射撃場」 を「体育施設」に改める。

第4章第3節の3を削る。

第19条の5を次のように改める。

（業務）

第19条の3 生涯学習推進施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会教育・生涯学習に関する指導者の研修及び養成に関すること。
- (2) 生涯学習の機会の提供に関すること。
- (3) 社会教育・生涯学習の広報及び啓発に関すること。
- (4) 社会教育・生涯学習に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 社会教育・生涯学習の相談に関すること。
- (6) 社会教育・生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (7) 視聴覚センターに関すること。
- (8) 関係機関及び団体との連携協力に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習推進施設の目的を達成するために必要な事項に関すること。

「

生涯学習推進センター	松江市	を
西部生涯学習推進センター	浜田市	

」

「

東部社会教育研修センター	出雲市	に改め、同条を第19条の4とする。
西部社会教育研修センター	浜田市	

」

「

生涯学習推進センター	総務広報グループ、研修調査グループ	を
西部生涯学習推進センター	総務広報グループ、研修調査スタッフ	

」

「

東部社会教育研修センター	総務グループ、研修調査グループ	に改め、同条を第19条の5とする。
西部社会教育研修センター	総務グループ、研修調査スタッフ	

」

第22条中「資料情報グループ及び企画運営スタッフ」を「及び資料情報グループ」に改める。

第31条の表中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第13号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「調整数2.0」を「調整数1.5」に改める。

第32条の6の見出しを「（時間外勤務手当）」に改め、同条第1項中「第19条の5の」を「第19条の5第1項の」に改め、同条第2項中「週休日の振替え」を「週休日の振替」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第19条の5第4項の教育委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる学校栄養職員及び事務職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）外に勤務した月においてその期間の全部を条例第22条の2第1項の規定の適用を受ける学校栄養職員及び事務職員として勤務した者（教育委員会が定める学校栄養職員及び事務職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号。以下「勤務時間規則」という。）第4条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（条例第22条の2第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を条例第22条の3の規定の適用を受ける学校栄養職員及び事務職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない学校栄養職員及び事務職員その他教育委員会が定める学校栄養職員及び事務職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第4条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる学校栄養職員及び事務職員以外の学校栄養職員及び事務職員 前2号に掲げる学校栄養職員及び事務職員との均衡を考慮して教育委員会が定める日

第34条第4項中「前項本文」を「第3項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 学校栄養職員及び事務職員が条例第22条の8第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「条例第22条の8第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第35条第1号中「市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改める。

別表第7の2イの表中

71	42
72	42
73	43
74	43
75	44
76	44
77	45
78	45
79	45
80	46
81	46
82	46
83	47
84	47

を

71	41
72	42
73	42
74	42
75	43
76	43
77	43
78	44
79	44
80	44
81	45
82	45
83	46
84	46

に改める。

別表第7の2ウの表中

75	34
76	34
77	35
78	35
79	36
80	36
81	37
82	37
83	38
84	38
85	39
86	39
87	40
88	40
89	41
90	41
91	42
92	42
93	43

を

75	33
76	34
77	34
78	34
79	35
80	35
81	35
82	36
83	36
84	36
85	37
86	37
87	38
88	38
89	39
90	39
91	40
92	40
93	41

に改める。

別表第9の4中「松江市立城北小学校」を「松江市立内中原小学校」に、「同 川津小学校」を

「同 川津小学校」に改め、「同 大庭小学校」を削り、「同 四絡小学校」を
同 法吉小学校」

「同 四絡小学校」に改め、「浜田市立石見小学校」及び「隠岐の島町立西郷小学校」を削る。
同 神戸川小学校」

別表第9の5中「同 内中原小学校」を「同 城北小学校」に、「同 法吉小学校」を
同 竹矢小学校」

「同 竹矢小学校」に、「同 社日小学校」を「同 社日小学校」に、「同 出雲郷小学校」を
同 大庭小学校」 同 赤江小学校」

「同 出雲郷小学校」に改め、「同 神戸川小学校」を削り、「浜田市立三階小学校」を
同 意東小学校」

「浜田市立石見小学校」に改め、「同 国府小学校」を削り、「同 安田小学校」を
同 三階小学校」

「同 安田小学校」に改め、「同 湖北中学校」を削る。
隠岐の島町立西郷小学校」

別表第10の表中

学 校 名	級地区分
知夫村立知夫小学校	4 級 地
同 知夫中学校	
同 知夫村学校給食共同調理場	
隠岐の島町立布施小学校	

を

同	布施中学校	
同	布施学校給食センター	
同	那久小学校	

」

「

学 校 名	級地区分	に、「海士町立海士小学校」を
-------	------	----------------

」

「知夫村立知夫小学校 同 知夫中学校 同 知夫村学校給食共同調理場 海士町立海士小学校 都万学校給食センター」を
 「隠岐の島町立大久小学校 同 中村小学校 同 中村中学校 同 五箇小学校」
 「同 都万学校給食センター 同 北小学校」に、「邑南町立市木小学校」を「邑南町立羽須美

中学校」に、「同 井野小学校室谷分校」を「同 弥栄小学校 同 弥栄学校給食センター」に、「同 飯田小学校」を

「同 匹見小学校 同 匹見中学校」に改め、「同 布部小学校」、「同 赤屋小学校」、「同 阿井小学校」、
 隠岐の島町立西郷小学校」

「同 馬木小学校」及び「雲南市立久野小学校」を削り、「同 塩田小学校」を「雲南市立塩田小学校」に改
 め、「同 田井小学校」及び「大田市立大田小学校野城分校」を削り、

「同 富山小学校 同 北三瓶小学校」を「大田市立富山小学校」に改め、「同 北三瓶中学校」を削り、

「出雲市立鱒淵小学校猪目分校 同 塩津小学校 同 鵜鷺小学校」を「出雲市立窪田小学校」に、「同 美郷町美郷学校給食センター」を「同

美郷町学校給食センター」に改め、「同 羽須美中学校」を削り、「同 日和小学校」を

「同 日和小学校 同 市木小学校」に改め、「同 弥栄小学校」及び「同 学校給食共同調理場」を削り、

「同 井野小学校」を「同 井野小学校室谷分校 同 木田小学校 同 和田小学校 同 旭中学校 同 旭学校給食センター」
 「同 井野小学校」を「同 和天小学校」に改め、「同 匹見小学校」及び「同 匹見中学

校」を削り、「同 須川小学校」を「同 須川小学校 同 畑迫小学校」に改める。

「安来市立布部小学校

別表第10の2の表中「松江市立中島小学校 安来市立井尻小学校」を「同 赤屋小学校 出雲市立鱒淵小学校猪目分校 同 鵜鷺小学校」に、「同 鳥上小学校」を

「同 阿井小学校 同 馬木小学校」に、「雲南市立中野小学校」を「雲南市立中野小学校 同 田井小学校」に、

「同 第三中学校
同 西部学校給食共同調理場 「同 北三瓶小学校
飯南町立頓原小学校 を 飯南町立頓原中学校 に、
同 頓原中学校 邑南町立矢上小学校」
同 飯南町学校給食共同調理場」

「同 木田小学校
同 和田小学校 を「益田市立二川小学校」に改める。
同 旭中学校
同 旭町学校給食センター」

別表第10の3の表中 「奥出雲町立布勢小学校 「安来市立井尻小学校
同 亀嵩小学校」 を 出雲市立塩津小学校 に改め、「同 八川小学校」を削り、
奥出雲町立亀嵩小学校」
「同 横田学校給食共同調理場
「同 横田学校給食共同調理場」を 同 鳥上小学校 に、
雲南市立久野小学校」

「同 北三瓶中学校
同 第三中学校
「飯南町立赤来中学校 同 高山学校給食共同調理場 「益田市立二川小学校
出雲市立窪田小学校 を 飯南町立赤来中学校 に、 津和野町立畑迫小学校」を
同 佐田中学校」 同 頓原小学校
同 飯南町学校給食共同調理場
出雲市立佐田中学校」

「川本町立川本西小学校
美郷町立邑智小学校
同 邑智中学校 に改める。
邑南町立石見中学校
同 邑南町西学校給食センター」

別表第11を次のように改める。

別表第11（第38条関係）

中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
再任用教育職員以 外の教育職員	1	2,900円	3,100円	5,000円	6,200円	9,900円
	2	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	3	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	4	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	6	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	7	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	8	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400

10	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
11	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
12	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
13	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
14	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
15	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
16	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
17	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
18	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
19	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
20	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
21	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
22	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
23	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
24	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
25	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
26	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
27	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
28	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
29	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
30	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
31	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
32	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
33	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
34	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
35	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
36	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
37	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
38	4,300	4,800	7,800	8,600	
39	4,300	4,800	7,800	8,600	
40	4,300	4,800	7,800	8,600	
41	4,500	5,100	8,000	8,700	
42	4,500	5,100	8,000	8,700	
43	4,500	5,100	8,000	8,700	
44	4,500	5,100	8,000	8,700	
45	4,600	5,400	8,200	9,000	
46	4,600	5,400	8,200	9,000	
47	4,600	5,400	8,200	9,000	
48	4,600	5,400	8,200	9,000	
49	4,800	5,600	8,400	9,200	
50	4,800	5,600	8,400	9,200	
51	4,800	5,600	8,400	9,200	

52	4,800	5,600	8,400	9,200	
53	4,900	6,000	8,600	9,400	
54	4,900	6,000	8,600	9,400	
55	4,900	6,000	8,600	9,400	
56	4,900	6,000	8,600	9,400	
57	5,100	6,300	8,800	9,700	
58	5,100	6,300	8,800	9,700	
59	5,100	6,300	8,800	9,700	
60	5,100	6,300	8,800	9,700	
61	5,300	6,500	9,000	9,900	
62	5,300	6,500	9,000	9,900	
63	5,300	6,500	9,000	9,900	
64	5,300	6,500	9,000	9,900	
65	5,400	6,900	9,300	10,100	
66	5,400	6,900	9,300	10,100	
67	5,400	6,900	9,300	10,100	
68	5,400	6,900	9,300	10,100	
69	5,600	7,200	9,400	10,200	
70	5,600	7,200	9,400	10,200	
71	5,600	7,200	9,400	10,200	
72	5,600	7,200	9,400	10,200	
73	5,700	7,500	9,600	10,400	
74	5,700	7,500	9,600	10,400	
75	5,700	7,500	9,600	10,400	
76	5,700	7,500	9,600	10,400	
77	5,900	7,700	9,800	10,600	
78	5,900	7,700	9,800	10,600	
79	5,900	7,700	9,800	10,600	
80	5,900	7,700	9,800	10,600	
81	6,000	7,900	10,000	10,700	
82	6,000	7,900	10,000	10,700	
83	6,000	7,900	10,000	10,700	
84	6,000	7,900	10,000	10,700	
85	6,100	8,100	10,100	10,800	
86	6,100	8,100	10,100	10,800	
87	6,100	8,100	10,100	10,800	
88	6,100	8,100	10,100	10,800	
89	6,300	8,300	10,200	10,900	
90	6,300	8,300	10,200	10,900	
91	6,300	8,300	10,200	10,900	
92	6,300	8,300	10,200	10,900	
93	6,400	8,500	10,300	11,100	

94	6,400	8,500	10,300		
95	6,400	8,500	10,300		
96	6,400	8,500	10,300		
97	6,500	8,700	10,500		
98	6,500	8,700	10,500		
99	6,500	8,700	10,500		
100	6,500	8,700	10,500		
101	6,600	8,900	10,500		
102	6,600	8,900	10,500		
103	6,600	8,900	10,500		
104	6,600	8,900	10,500		
105	6,700	9,100	10,600		
106	6,700	9,100	10,600		
107	6,700	9,100	10,600		
108	6,700	9,100	10,600		
109	6,700	9,300	10,700		
110	6,700	9,300			
111	6,700	9,300			
112	6,700	9,300			
113	6,800	9,400			
114	6,800	9,400			
115	6,800	9,400			
116	6,800	9,400			
117	6,900	9,600			
118	6,900	9,600			
119	6,900	9,600			
120	6,900	9,600			
121	6,900	9,700			
122	6,900	9,700			
123	6,900	9,700			
124	6,900	9,700			
125	7,000	9,800			
126		9,800			
127		9,800			
128		9,800			
129		10,000			
130		10,000			
131		10,000			
132		10,000			
133		10,100			
134		10,100			
135		10,100			

	136		10,100			
	137		10,200			
	138		10,200			
	139		10,200			
	140		10,200			
	141		10,200			
	142		10,200			
	143		10,200			
	144		10,200			
	145		10,300			
	146		10,300			
	147		10,300			
	148		10,300			
	149		10,400			
再任用教育職員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第9の4に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において、改正前の規則別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降改正後の規則別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

(へき地手当に関する経過措置)

- 4 施行日の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係る改正後の規則に基づくへき地手当の支給割合（へき地手当の月額を得るため、給料及び扶養手当の月額の合計額に乗ずるものとして定められている割合をいう。以下同じ。）が施行日の前日におけるへき地手当の支給割合を下回ることとなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則第32条の2の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則に基づくへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達するまでの間（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 5 施行日の前日においてへき地等学校（へき地学校、へき地学校に準ずる学校又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第19条の3第1項の規定に基づき指定された学校をいう。以下同じ。）として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する教職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則第32条の3

第2項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額合計額を基礎として、行うものとする。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第14号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第3項中「30」を「36」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「、上席調整監」を削る。

第8条第1項中「副所長及び課長」を「課長」に、「センター長及び課長」を「課長」に改め、「同条第2項に規定する」の次に「センター長及び」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ出先機関の長が指定した事項については、当該課長が事務を掌理するグループに置かれる副課長（職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する副課長をいう。）に専決させることができる。この場合においては、あらかじめその旨を教育庁総務課長に届け出なければならない。

「

第12条の表中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1615 459 1644">課等の長</td> <td data-bbox="469 1615 1406 1742">1 管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="469 1756 1347 1787">2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="469 1800 708 1832">3 グループリーダー</td> </tr> </table>	課等の長	1 管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監		2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理		3 グループリーダー	を
課等の長	1 管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監							
	2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理							
	3 グループリーダー							

」

「

課等の長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="298 1944 459 2024">1</td> <td data-bbox="469 1944 1273 2024">管理監、室長、センター長又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長又は調整監</td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 2033 459 2065">2</td> <td data-bbox="469 2033 1171 2065">課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="298 2074 459 2105">3</td> <td data-bbox="469 2074 549 2105">グループリーダー</td> </tr> </table>	1	管理監、室長、センター長又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長又は調整監	2	課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理	3	グループリーダー	に、
1	管理監、室長、センター長又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長又は調整監							
2	課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理							
3	グループリーダー							

」

図書館長	1 調整監又は総務グループ課長
埋蔵文化財調査センター所長	1 総務グループ課長
生涯学習推進センター所長 西部生涯学習推進センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務広報グループ課長又は総務グループ課長

を

図書館長	1 総務グループ課長
埋蔵文化財調査センター所長	1 総務グループ課長
東部社会教育研修センター所長 西部社会教育研修センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務グループ課長

に改める。

別表第1の8の項中「休日の代休日」を「代休日」に改める。

別表第3第15号中「休日の」を削り、「代休日」の次に「及び時間外勤務代休時間」を加える。

別表第5第3号中「休日の」を削り、「代休日」の次に「及び時間外勤務代休時間」を加え、同表第10号中「含む。」の次に「及び子ども手当」を加え、「及びその額」を「並びにそれらの額」に改める。

別表第6の表中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。